

虐待防止マニュアル

(目的)

このマニュアルは、障害者虐待防止法及び児童虐待防止法の趣旨を踏まえ、株式会社フォーリーフナゲットが運営する児童発達支援・放課後等デイサービスの施設（以下「施設」という。）において、虐待を未然に防止するための体制及び虐待が発生した場合の対応等を定め、児童の権利利益の擁護を目的とする。

(虐待の定義)

「虐待」とは、子どもを守るべき保護者（親や親に代わる養育者）や児童福祉施設従事者が子どもの心や身体を傷つけ、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与える行為をいう。

身体的虐待	暴力や体罰によって身体に傷やあざ、傷みをあたる行為。正当な理由なく身体を拘束すること 【具体例】 <ul style="list-style-type: none">・平手打ちをする・殴る・蹴る・壁にたたきつける・つねる・髪、耳、鼻などを強く引っ張る・おやつ等を与えない・・引きずる、衣服をつかんで強制する など
性的虐待	性的な行為やその強要（表面上は同意をしているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある） 【具体例】 <ul style="list-style-type: none">・性交・性器への接触・性的行為を強要する・裸にする・キスする・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する・更衣やトイレ等の場面ののぞいたり映像や画像を撮影する など

心理的虐待	<p>脅しや脅迫、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的、情緒的に苦痛を与えること。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・怒鳴る・ののしる・悪口を言う・仲間に入れない ・差別的に扱う・子ども扱いする ・話しかけているのに意図的に無視する ・失敗等を嘲笑したり、それを話すなど利用者に恥をかかせる など
放棄・放任 (ネグレクト)	<p>食事や排泄、入浴、洗濯等身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない等によって、障がい者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体から異臭がするなど衛生状態が悪い ・ひどく空腹を訴え、栄養状態が悪化している ・必要な福祉サービスを受けさせない ・病気やケガをしても受診させない など
経済的虐待	<p>本人の同意なしに（あるいはだます等して）財産や年金、賃金を使ったり、勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金や賃金を渡さない ・本人の同意なしに財産や預貯金を処分、運用する ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない など

(虐待における施設としての役割)

児童虐待防止法第5条には「児童福祉施設職員は児童虐待の早期発見に努めなければならない」と努力義務が課せられている。それを踏まえ、虐待やその兆しを発見しやすい立場にあることを自覚し、「虐待の早期発見」に努めなければならない。また、「虐待の発生予防」や「虐待が発生している家庭への援助」という役割も重要である。

① 虐待防止における体制の整備

- ・責任主体を明確にするため、虐待防止対応責任者を設置する
各事業所の管理者とする
- ・代表及び各事業所の管理者等を委員とする虐待防止委員会を設置し、代表が必要と認めた場合、これを招集し開催する

- ・虐待防止チェックリストを活用し、利用者に対する支援の適否等について振り返りを行う

② 虐待の発生予防

- ・職員や保護者同士の交流を通じて、育児不安を和らげ助言・援助を行う
- ・風通しの良い職場づくりを行うと共に、職員研修などを通して知識・技術の向上に努める
- ・子ども一人ひとりの立場に立って考え行動する

③ 虐待の早期発見

- ・子どもの様子、家庭の様子への観察を怠らず、変化を見逃さないようにする
- ・虐待の可能性が疑われたら、速やかに虐待防止対応責任者へ報告する
- ・ヒヤリハットを活用した事例検討会を行い、情報の共有をする

④ 虐待が発生している家庭の援助

- ・虐待防止対応責任者と役割分担をし、チームとして対応する
- ・信頼関係を保持しながら、関係機関と連携して援助する。

【子どもへの対応】

- ・子どもの味方であることを伝え、安心感をもたせる
- ・気持ちや思いを十分に受け止め、子どもが愛されているという実感が持てるように関わる。
- ・自己達成感を通じて自信が持てるような機会をつくる
- ・子どもの安全を最優先に考え、見守りの中でかすかな変化が見られた場合、速やかに関係機関に連絡する

【保護者への対応】

- ・子育ての不安、悩み等について、共に考え気づきを援助する
- ・追及や避難をせず、追い詰めたりしない
- ・できるだけ、接触の機会を多くするように心がける
- ・関係機関との連携を行いながら、一緒に考えていく

(施設職員が留意すべき事項)

①職員一人ひとりの意識の重要性

- ・障害の程度等に関わらず、常に利用者の人格や権利を尊重すること
- ・職員は利用者にとって支援者であることを強く自覚し、利用者の立場にたった言動をこころがけること
- ・虐待に関する受け止め方には、利用者による個人差があることを認識すること

②基本的心構え

- ・利用者との人間関係ができていると、思いこまないこと
- ・利用者が職員の言動に対して虐待との意思表示をした場合は、その言動を繰り返さないこと
- ・虐待とみられる言動について、職員同士で注意を促すこと
- ・虐待と思われる言動等が職員にあった場合には、「虐待防止委員会」に報告する等の措置を講ずること

(発見・通報)

- ・虐待に気が付いた職員は、まずは虐待を受けている利用者の安全を最優先すること
- ・虐待の状況、利用者の様子を確認すること
- ・関係機関に連絡し、対応について協議する（虐待でないと認識できるまでは虐待事案として対応する）
- ・情報を共有し、支援に関わっている関係機関全体で対応していく

(虐待報告の受付)

- ・虐待防止対応責任者は、虐待報告を随時受け付ける。
また、虐待防止対応責任者が不在の時には、他の全ての職員が虐待報告を受け付けることができる。
その場合、速やかに虐待防止対応責任者へ状況を報告すること。

(虐待への対応)

- ・虐待防止対応責任者は、前条の虐待報告を受けた時には、障害者虐待防止法に規定されている通報義務に基づき、市町村役所の障がい者虐待防止センターに虐待の通報を行う。

虐待防止対応責任者は、虐待の内容及び原因を調査し、必要な改善策を検討する。

虐待防止対応責任者は、利用者の保護者、関係者等に対し、虐待が発生した経緯及び改善策について説明しなければならない。

(虐待を受けた利用者や家族への対応)

- ・虐待の報告を受けた虐待防止対応責任者は、虐待を受けた利用者の安全確保を最優先に行う。

虐待を行った職員に対し、虐待の事実関係が明らかになるまでの間、出勤停止等の何らかの措置を講じ、利用者が安心できる環境づくりを行う。

虐待防止対応責任者は、虐待を受けた利用者やその家族に対して虐待が発生した経緯、虐待の内容等を説明し、謝罪を行い信頼回復に努める。

(改善に向けた措置)

- ・虐待防止対応責任者は、職員会議を開き、虐待の再発防止策を検討する。必要に応じて、利用者等とも協議の場を設ける。虐待防止対応責任者は、虐待が発生した経緯及び改善策を記載した改善計画を策定し利用者等に説明する。

(虐待防止のための措置)

- ・虐待防止を図る為、定期的に職員研修を実施する。
- ・虐待対応の仕組みや通報先について施設内掲示物、パンフレット等に記載し周知する。

(虐待対応の記録・報告)

- ・虐待防止対応責任者は、虐待報告受付から解決、改善までの経過と結果について記録する。

虐待防止対応責任者は、虐待通報者及び被虐待者に対し改善を約束した事項について、随時又は一定期間後に虐待通報及び被虐待者に報告する。

(附則)

このマニュアルは令和4年4月1日から施行する

このマニュアルの一部を改訂し、令和5年3月1日から施行する